

政令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十八号

）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十九年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成十八年十月一日とする。